

**金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する
最優秀提案者選定基準**

令和2年 10月

金沢市

目 次

1. 最優秀提案者選定基準の位置づけ	1
2. 最優秀提案者選定の方法	1
2-1. 選定方法の概要	1
2-2. 審査体制	1
3. 審査の手順	2
3-1. 第一次審査	2
3-2. 第二次審査	2
4. 第一次審査	3
5. 第二次審査	4
5-1. 提案審査	4
5-2. 提案審査における審査基準	4
(1) 評価における基本的な考え方	4
(2) 提案項目	4
(3) 得点の計算方法	4
5-3. 最優秀提案者等の選定	5
6. 優先交渉権者等の決定	5
別表1 提案項目と審査の視点及び配点（1,000点満点）	6

1. 最優秀提案者選定基準の位置づけ

金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する最優秀提案者選定基準（以下「本選定基準」という。）は、金沢市（以下「市」という。）が、本公募における優先交渉権者を決定するに当たって、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、最優秀提案者を選定するための方法、審査手順及び審査項目等を示したものであり、募集要項と一体となるものである。

なお、本選定基準において使用している用語の定義は、募集要項に定めるところによる。

2. 最優秀提案者選定の方法

2-1. 選定方法の概要

本事業譲渡の目的は、電力、ガスを合わせた総合エネルギー市場へと市場の形態が変化したことを踏まえ、電力・ガス小売全面自由化を契機に進展している多様なサービスの提供を通して、市民サービスの向上を図るとともに、人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化に対し柔軟かつ迅速に対応することにより、事業の持続性確保を図ることであり、応募者が有する事業能力やノウハウ・創意工夫を総合的に評価することが必要である。

このため、最優秀提案者の選定に当たっては、応募者等が募集要項に規定する参加資格を有しております、かつ、応募者等の提案内容が、募集要項に規定する要件を満足することを前提として、譲受価格に関する提案額に加えて、提案内容等について妥当性及び確実性を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

最優秀提案者の選定は、参加資格基準の充足について審査を行う「第一次審査」と、競争的対話を踏まえて提出された具体的な提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

提案書類では、応募者等の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。また、選定委員会に対しては、提案書類に係る応募者等の名称は通知しない。

2-2. 審査体制

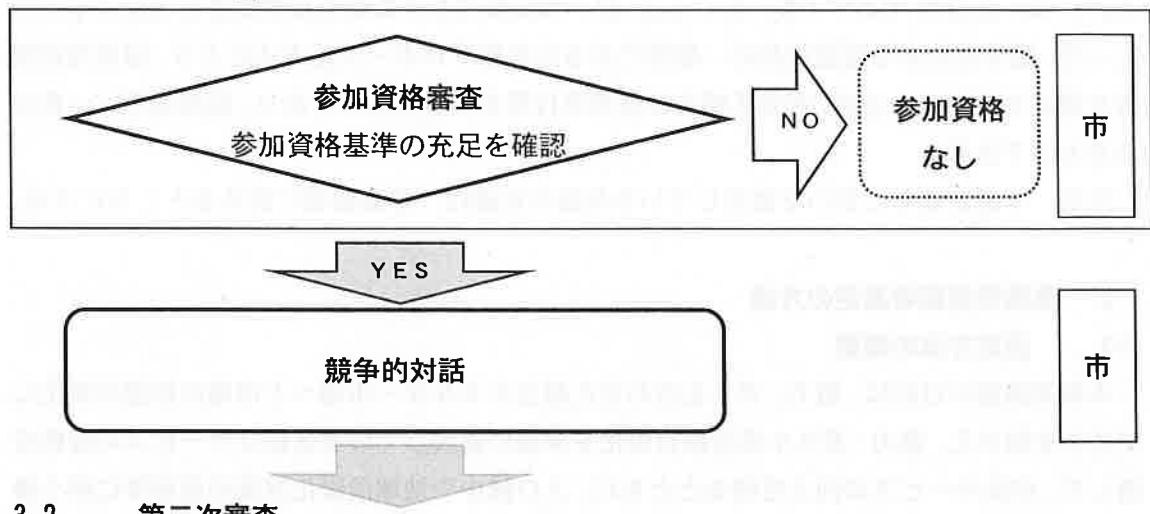
市は、本公募における最優秀提案者を公平かつ公正に選定するため、令和2年6月17日付で、学識経験者等で構成する選定委員会を設置した。

選定委員会の委員の構成は、募集要項に記載のとおりである。

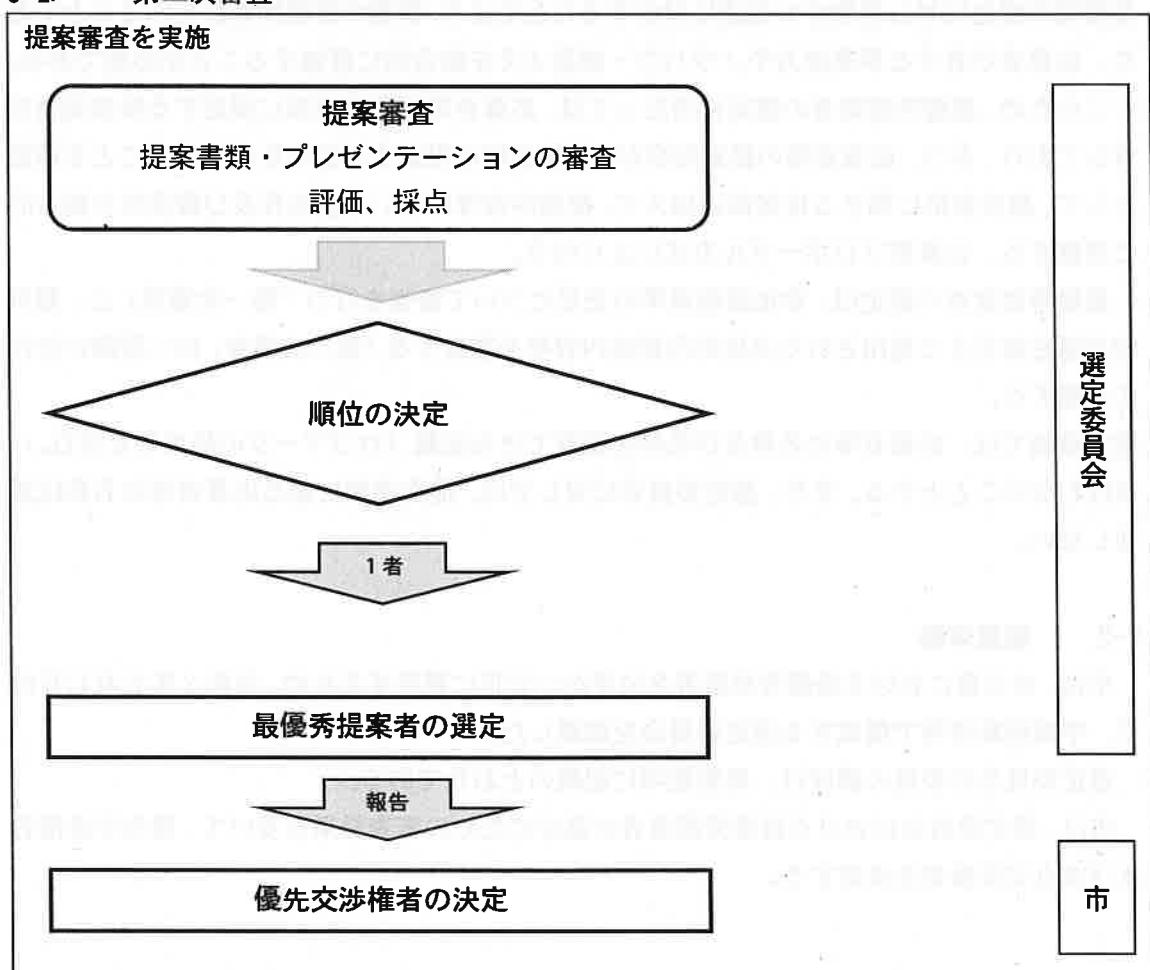
市は、選定委員会における最優秀提案者の選定のための審査結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

3. 審査の手順

3-1. 第一次審査



3-2. 第二次審査



4. 第一次審査

第一次審査は、資格審査を行う。

市は、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、募集要項に示す参加資格基準を充足しているか審査を行う。これは、形式的な審査であることから、選定委員会の開催を経ることなく、事務局によって行い、その結果を選定委員会へ報告する。

表1 資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者等を構成する法人の名称等	「募集要項9-2. (2) 応募者等」に定める法人に関する名称等	【様式4-1, 4-2】参加表明書 【様式5-1, 5-2】応募者等の名称等 添付書類（必要書類は提案要領に定める。）
本公募手続に係る権限の委任	「募集要項9-2. (3) 応募者の代表企業」に規定する権限の委任及び「募集要項9-3. 応募者等を構成する法人に求める資格」に定める各項目	【様式6】委任状（単体企業による応募の場合は不要。）
応募者に求められる要件	「募集要項9-4. 応募者に求められる要件」に定める各項目	【様式7-1, 7-2】参加資格確認申請書 【様式8】実績を証する書類

※提出書類の様式は、金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する様式集及び記載要領に示す。

5. 第二次審査

第二次審査では、第二次審査参加者の中から、最優秀提案者及び次点優秀提案者の選定を行う。第二次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

5-1. 提案審査

市との競争的対話を経たうえで第二次審査参加者が提案する具体的な目標及び計画並びに個別の施策の適切性、また、それらの実現可能性について審査を行う。

選定委員会における審査では、提案書類を審査するとともに、選定委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。提案書類は、提案要領に基づき作成する。

5-2. 提案審査における審査基準

(1) 評価における基本的な考え方

本事業譲渡の目的は、電力・ガス小売全面自由化を契機に進展している多様なサービスの提供を通して、市民サービスの向上を図るとともに、人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化に対し柔軟かつ迅速に対応することにより、事業の持続性確保を図ることであり、本目的の達成が期待される提案となっているかという観点で、譲受価格に関する提案額だけではなく、安定供給やサービス水準、地域経済の活性化等に関する提案を総合的に評価する。

(2) 提案項目

提案審査書類における提案項目、審査の視点、対応する様式及び配点は、別表1「提案項目と審査の視点及び配点」に記載のとおりである。各提案項目は、対応する様式によってのみ審査する。

(3) 得点の計算方法

提案項目の配点は、別表1に記載のとおりである。

提案内容の評価については、まず、選定委員会の各委員が別表1に掲げる提案項目に対応する審査の視点を踏まえ、表2に基づき評価、採点を行う。次に、採点項目ごとに、各委員が採点した得点の平均点を算出し、当該採点項目の得点とする。この方法によって算出された各項目の得点と譲受希望価格の得点を合計することにより総得点を算定する。

なお、各項目の得点の算出は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表2 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れており、その効果が大いに期待できる	配点×1.0
B	提案内容が優れており、その効果が期待できる	配点×0.8
C	提案内容がやや優れており、その効果が期待できる	配点×0.6
D	提案内容が基本条件を満たしており、その効果がある程度期待できる	配点×0.4
E	提案内容が基本条件を満たしている程度	配点×0.2
F	提案内容が十分とは言いがたい	配点×0.0

5-3. 最優秀提案者等の選定

選定委員会は、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を最優秀提案者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点優秀提案者とする。

6. 優先交渉権者等の決定

市は、選定委員会から受けた最優秀提案者及び次点優秀提案者の報告をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点優秀提案者を次点交渉権者とする。

別表1 提案項目と審査の視点及び配点（1,000点満点）

提案項目		審査の視点	対応様式	配点
1. 全体計画	経営理念、ビジョン、経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業譲渡の目的、背景及び基本条件、要請事項が理解されているか。 ・事業譲渡の目的等を踏まえた的確かつ魅力のある経営理念、ビジョンとなっており、それを達成するための具体的な経営戦略（事業方針・コンセプト）となっているか。 	15-A1	150
	事業環境の変化に対する考え方*	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営に多大な影響を与える可能性のあるリスクが認識されているか。 ・当該リスクを顕在化させないためのリスク対応策（保険の付保等を含む）について、具体的かつ合理的な提案がなされているか。 ・人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化等のリスク顕在時の事業継続措置施策が具体的かつ効果的な提案となっており、本事業の持続性を確保できる提案がなされているか。 	15-A2	
	組織体制・協力会社	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統が明確化されており、事業の適切なマネジメント及び安定的かつ円滑な推進が期待できる具体的な体制が構築されているか。 ・本事業の実施に必要な事業実績を有しているか。 ・当該実績を確実に本事業に活かすことができる体制となっているか。 	15-A3	
	人員構成・採用計画・人材育成*	<ul style="list-style-type: none"> ・事業統括責任者、必要とされる有資格者、技術者等の配置方針が妥当であり、その配置が、継続的かつ確実に見込める採用計画・人材育成計画となっているか。 	15-A4	
	業務引き継ぎに対する考え方*	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時までの円滑な業務引き継ぎ方法が具体的に提案されているか。 	15-A5	
	市との基本的な連携方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業譲渡後の基本条件の履行の確認や本事業の実施に当たって必要となる市との連携に関する方針が具体的かつ実現性の高い提案となっているか。 	15-A6	
	地元関係事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力を有する地元の関係事業者に向け、具体的かつ効果的な活用、連携方法についての提案となっているか。 	15-A7	
	地域連携及びパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済・社会の発展に資する配慮がなされているか。また、SDGs推進等に向けた包括連携協定の具体的な内容が記載されているか。 	15-A8	
2. 経営計画	資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・具体性と実現性が確保された資金調達計画となっているか。 	15-B1	150
	利益計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた利益計画となっているか。 ・他の提案項目と整合するものとなっているか。 	15-B2	
	予定貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた予定貸借対照表となっているか。 ・他の提案項目と整合するものとなっているか。 	15-B3	
	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた資金計画（キャッシュ・フロー）となっているか。 ・他の提案項目と整合するものとなっているか。 	15-B4	
	設備投資計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な事業実施を確保し、関係法令を遵守する計画となっているか。 ・資金計画書と設備投資計画が整合するものとなっているか。 	15-B5	
3. 保安体制・維持管理計画	(1) ガス事業関係			200
	安定供給確保（原料調達）の基本的な考え方**	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な原料調達の方策が具体的に提案されているか。 	15-C1	
	供給保安管理体制**	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ実現可能な業務体制及び実施方法が具体的に提案されているか。 ・安定的なガスの製造、供給に必要な事業実績を有しているか。 	15-C2	

	需要家保安管理体制**	・安心・安全なガス事業に資する業務体制、実施方法が提案されているか。 ・需要家保安を確実に実施できると見込まれる実績を有しているか。	15-C3	
	緊急保安体制**	・緊急時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・緊急保安を確実に実施できると見込まれる実績を有しているか。	15-C4	
	災害時の保安体制**	・災害時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・災害発生時における地方公共団体等の連携先及び連携方法の考え方が具体的であるか。	15-C5	
	経年管更新計画等**	・具体的で実効性のある更新計画となっているか。	15-C6	
	工事実施体制**	・安定的な供給を阻害しない方策が具体的に提案されているか。 ・工事現場での安全確保について具体的な方策が提案されているか。	15-C7	
	関係者との調整**	・上下水道事業等、市が継続する事業との調整・連携方法が具体的であるか。	15-C8	
	(2) 発電事業関係			100
	緊急保安体制***	・緊急時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・緊急保安の実施に必要な事業実績を有しているか。	15-C9	
	災害時の保安体制***	・災害時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・災害発生時における地方公共団体等の連携先及び連携方法の考え方が具体的であるか。	15-C10	
	発電設備の更新計画等***	・具体的で実効性のある更新計画となっているか。	15-C11	
	工事実施体制***	・安定的な供給を阻害しない方策が具体的に提案されているか。 ・工事現場での安全確保について具体的な方策が提案されているか。	15-C12	
	関係者との調整***	・水系の水運用に対する理解が妥当であり、事業譲渡後に調整・連携すべき関係者を正しく理解し、当該関係者との調整・連携方法が具体的であるか。	15-C13	
4. 顧客サービス	料金計画	・料金施策の考え方方が適切であるか。	15-D1	150
	営業計画	・民間ならではの創意工夫や独創性がみられ、具体的かつ効果的な提案となっているか。	15-D2	
	顧客向けサービスの充実	・民間ならではの創意工夫や独創性がみられ、具体的かつ効果的な提案となっているか。 ・料金メニュー以外の商品設計が具体的かつ効果的な提案となっているか。	15-D3	
	苦情対応	・苦情受付方法及び体制が具体的かつ妥当な提案となっているか。	15-D4	
5. 謙受希望価格		・譲渡対価の提案価格を以下の式に基づいて点数化 (配点) × (提案価格/最高提案価格)	13	250
		※最高提案価格とは、第二次審査参加者が提案した謙受希望価格のうち、最高額の謙受希望価格をいう。		

※(*)を付した項目は、ガス事業、発電事業の両事業について、事業ごとの実施内容等を記載した提案を求める項目

※(**)を付した項目は、ガス事業に関してのみ提案を求める項目

※(***)を付した項目は、発電事業に関してのみ提案を求める項目